

広島県告示第六百九十二号

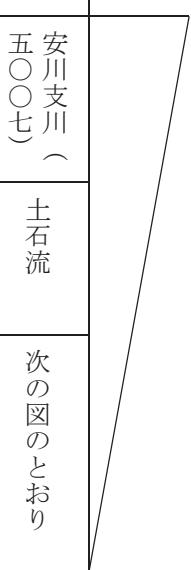
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十日

鹿島原知事 湯嶋英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在 地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類									
			土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
安川支川（三〇九隣）	安川支川（三一〇）	安川支川（三〇九）	安川支川（三〇八）	安川支川（二九二）	安川支川（二九二）	安川支川（二九〇）	安川支川（二八九b）	安川支川（二八九a）	表区城示の	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				安川支川（三〇八）	安川支川（三〇八）	土石流	安川支川（二八九a）	土石流	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域の で政行進災域る条第表 定令令に害等土砂項及 め第（平す止おけ法規 八（平す止おけ法規 事十成る対策する警規法 項四十法策する警規法	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
					次の図のとおり						広島県広島市安佐南区大町西一丁目、同区大町西二丁目及び同区大町西三丁目地内	土砂災害特別警戒区域

安川支川 九七四)	(土石流	次の図のとおり
安川支川 五〇〇七)	(土石流	次の図のとおり
安川支川 五〇〇七)	(土石流	次の図のとおり
安川支川 五〇〇七)	(土石流	次の図のとおり



各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。